

令和6年12月17日（火）

令和6年12月定例会 総務厚生常任委員会委員長 報告

総務厚生常任委員会に付託されました議案5件につき、審査の概要と結果についてご報告申し上げます。

初めに、第73号議案 志木市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の件について、申し上げます。

今回、追加される事業以外にどれぐらい、いわゆるマイナンバー法と関連付けられていない事務があるのかとの質疑に対し、36中ここで12になるので、残り24となる。これには公立高等学校の事務等が含まれているので、全てが市で行う事務ではないとの答弁がありました。

また、利用者にとって障がい者生活サポート事業に関する事務が追加されるメリットは、との質疑に対し、18歳未満の児童については世帯の最多収入者の市民税額によって利用者負担額の減免を受けることができるが、課税台帳をシステムで確認することができない転入者についても、マイナンバーにより税情報が確認できるため、前住所地の課税証明の提出が不要になり、課税証明を取得するための手数料も不要になるとの答弁がありました。

次に、第74号議案 志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件について、申し上げます。

被用者保険等保険者を代表する委員2名はどのように選ばれるのか、市としてのメリットはとの質疑に対し、1人は全国健康保険協会埼玉支部事務局職員、もう1人については健康保険組合と調整中である。

改正のきっかけは、3年に1度行われる、埼玉県からの国民健康保険に関する助言指導の際に、助言を受けていたもので、被用者保険等代表委員の設置は保険者努力支援交付金の指標にもなっている。

令和6年度県の予算では、被用者保険から前期高齢者納付金として予算総額の30%、約179億円を交付されており、国民健康保険税とほぼ同じ金額を占めているので、その観点からも必要と考えているとの答弁がありました。

次に、第70号議案 令和6年度志木市一般会計補正予算（第6号）の件について、申し上げます。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費 後期高齢者医療事務に要する経費10万4,000円について、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の対象者が増えた要因は、との質疑に対し、被保険者数は令和4年度の9,768人から令和5年度は1万285人と増えており、それぞれの取組項目の対象者が増えたことに加え、多剤併用と睡眠薬等の事業が追加項目になったことにより、対象者が令和5年度の約400人から令和6年度は700人に増えたことによるものとの答弁がありました。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費 要保護児童相談に要する経費 令和7年4月に開設を予定しているこども家庭センターの概要、従来の子ども家庭総合支援室はどうなるのかとの質疑に対し、令和6年4月1日に施行された児童福祉法等の一部を改正する法律において、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う、こども家庭センターの設置が市町村の努力義務として位置づけられた。

本市においては、母子保健機能は健康増進センターの保健指導グループ、児童福祉機能については子ども支援課の相談グループとなるが、一つの組織として相談支援を行うことで、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない迅速かつ包括的な支援を行い、児童虐待への予

防的対応の強化を図っていく。

こども家庭センターは子ども支援課内に設置し、子ども家庭総合支援室は廃止する予定だが、子ども家庭総合支援拠点の機能は残しつつ、専門職の人員配置基準なども継続していくとの答弁がありました。

次に、第71号議案 令和6年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件について、申し上げます。

2年に1度の診療報酬改定について、通常は4月だが、6月から改定されている影響を見込んでいるのかとの質疑に対し、今回、国の医療保険、社会保障審議会と調整の結果、6月からの改定となっており、上半期の状況等から勘案して算定しているため、改定の影響は含まれているとの答弁がありました。

次に、第72号議案 令和6年度志木市介護保険特別会計補正予算（第2号）の件について、申し上げます。

3年に一度の介護報酬改定の影響がなぜこの時期の補正予算に反映されたのかとの質疑に対し、令和6年度の介護報酬は、段階的に改定が施行されている。今回の補正の要因となっている介護報酬改定は令和7年4月施行分の報酬改定であり、令和6年3月に令和6年4月施行分と6月施行分については補正してシステム改修を行ったとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、採決を行った結果、第73号議案、第74号議案、第70号議案、第71号議案、第72号議案については、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。